

令和元年台風第19号により本市に住まわれた方が利用される サービス等の支援について

～市民と同様のサービスを提供するとともにサービスの利用料の減免等を行います～

1 支援の基本的な考え方

令和元年台風第19号の影響により本市に避難されてきた方が利用される福祉サービス、健診等については、本市市民と同様のサービスを提供するとともに、利用料の減免等を行います。

2 被災者の対象要件

支援の対象となる被災者は、国からの通知に基づく対象者の要件に該当する方を基本に、それ以外の方についても、被災状況や避難理由等について、聞き取り調査を行ったうえ決定します。

《国の通知に基づく対象者要件》

災害救助法適用市町村の居住者で、住家が全半壊、生計維持者が死亡（重篤な傷病）、行方不明、業務の廃止（休止）、または失職（現在収入がない）に該当する者

3 被災者への基本的な対応内容

支援対象となる被災者には、本市市民と同様のサービスを提供するとともに各種公共サービス利用料の減免等を行うことを基本とします。

4 主な利用サービスの内容

利用サービス	支援内容等	問い合わせ先
障害福祉サービス利用料	免除等(利用窓口等の負担無し)	障害福祉課 TEL 072(620)1636 FAX 072(627)1692
妊婦・乳幼児等の健診、 予防接種等の利用	市民と同様のサービスを提供	保健医療課 TEL 072(621)5901 FAX 072(621)5011
市営住宅の利用	使用料等を減免	建築課 TEL 072(620)1653 FAX 072(625)3181
上・下水道の利用	公営住宅等に入居する場合、水道料金・下水道 使用料を免除	営業課 TEL 072(620)1691 FAX 072(623)1918
保育所・幼稚園の利用	幼稚園・保育所等利用者負担額を減免	保育幼稚園事業課 TEL 072(620)1638 FAX 072(622)9089
小中学校の就学援助	市民と同様のサービスを提供	学務課 TEL 072(620)1684 FAX 072(623)3999

5 支援期間

最長6か月を基本とします。

(ただし、6か月の時点で調査等を行い延長することがあります。)

※その他 問い合わせ・相談につきましては、下記 危機管理課まで

電話 072(620)1617 FAX 072(624)9249 Eメール kikikanri@city.ibaraki.lg.jp